

随意契約理由書

工事名：水防用監視設備工事（その2）

本工事は、水防業務時に河川等の状況を監視するため、大阪府庁別館及び土木事務所等に大型モニタ等の監視設備を設置するものである。

本工事については、本工事内容を含む案件を条件付一般競争入札として令和4年7月29日に公告し、9月7日に開札したところ、1者の入札があったが、予定価格超過であったため、9月12日に再入札を行ったところ、再度予定価格超過となり、取り止め（入札不調）となった。

その後、設計内容及び入札参加資格・要件の見直しを行った上で、改めて11月22日に公告を行い、12月12日に開札した結果、1者の入札のみであり、取り止め（入札不調）となった。

本件は、水防業務に必要な不可欠な監視設備の設置を行うものであり、洪水や津波・高潮等の災害を未然に防ぎ、府民の生命・財産を守るため早急な対応が求められるものである。

また本件は、設計・積算を見直す余地がないことに加え、入札参加要件としては、一般的な施工実績と、府外業者の参加も可能な地域要件の設定を行っており、これ以上、再度の入札のための諸条件を改めることが出来ない。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できない」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）により随意契約を行うものである。

なお、予定価格については同ガイドラインに則り事前公表とし、見積依頼業者については、1回目または2回目の入札に応じた計2者のうち、先の入札参加資格で求めた工事实績を有する1者、及び府登録業者のうち先の入札参加資格で求めた施工実績に相当する実績を確認できる29者の計30者のうち、見積提出意欲のある9者より見積りを徴収し、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最も低い価格の見積書を提出した者を契約相手方とする。